

令和7年度 公益財団法人鳥取県教育文化財団調査室
非常勤職員(発掘作業員) 採用募集案内

◆公益財団法人鳥取県教育文化財団調査室◆
〒682-0704 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷 528-1
電話 (0858) 35-5335、<http://kyo-bun.sakura.ne.jp/chosasi.tsu.html>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受 付 期 間	令和7年4月3日(木)～令和7年4月22日(火)(必着) ◎持参、郵送どちらでも申し込みができます。 ◎郵送の場合は、令和7年4月22日(火)午後5時必着とします。 ◎持参による場合の受付時間は平日の午前9時から午後4時30分までです。 (土・日曜日は受け付けをしていません。)
試 験 日 時	令和7年5月12日(月) ◎会場への集合時間は、後日文書で個別に通知します。
試 験 会 場	北栄町中央公民館北条本館(東伯郡北栄町土下112)
合 格 者 発 表 日	令和7年5月15日(木)(予定)

2 募集内容

募 集 す る 職	発掘作業員(非常勤職員)
採 用 予 定 者 数	30名程度
職 務 内 容	調査員の指示により、遺跡での発掘調査を行う業務 ・遺物包含層、遺構等の掘削 ・遺物の取り上げ ・測量、実測の補助 ・写真撮影の補助 等
勤 務 場 所	東伯郡北栄町北尾地内 北条川改修工事に係る埋蔵文化財発掘調査現場(北尾堤前遺跡)
求 め る 人 材	・年齢、性別は問いません。 ・屋外での業務のため体力を必要とする作業、貴重な出土品を取り扱う細かな作業、また共同作業であることから、こうした業務に適した方。

3 受験資格

次のいずれにも該当しないこと。

- ・成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し又はこれに加入した人。

4 試験内容

試験種目	配 点	内 容	時 間
面 接 試 験	150点	人物・知識に関する集団面接(3名ずつを予定)	15分程度

5 勤務条件

任用期間	令和7年6月2日から令和7年11月28日（予定） ※熱中症対策のため、7月下旬～8月下旬の間、1か月程度発掘作業の休止を予定しています。 ※作業休止期間中の賃金の支払いはありません。
勤務日及び勤務時間	1ヶ月15日以内 午前8時30分～午後4時30分（休憩時間 正午～午後1時）
休日等	土・日曜日、祝日
賃金等	○報酬 時間単価1,190円 ○通勤手当 通勤距離が片道2km以上の場合、通勤手当を支給します。 ・公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月当たり150,000円までの範囲で支給します。 ・自家用車等利用者は、使用距離に応じて、当財団の規程に基づいて支給します。 ○期末手当の支給はありません。 ※上記金額は現段階における予定額です。 採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。 (以下の項目も同様)
賃金支払日	前月の11日から当月の10日までのものを、当月の21日（21日が休日の場合は、その前日の休日でない日）に支払います。
福利	労災保険、雇用保険に加入。
休暇	・任用期間に応じた有給休暇があります。 ・特別休暇等 公民権の行使、忌引などの特別休暇(無給休暇)があります。
その他	・作業のできる服装、弁当などは各自で準備してください。 ・任用開始日は、試験結果通知時に併せてお知らせします。

6 受験申込み手続き

提出書類	① 発掘作業員採用試験受験申込書 1部 ② 連絡用封筒 2通 長形3号(12cm×23.5cm)を使用し、郵便番号、送付先の住所、宛名(「〇〇様」と記入してください。)を明記の上、 2通とも110円切手を貼ってください。
申込先	公益財団法人鳥取県教育文化財団調査室 〒682-0704 東伯郡湯梨浜町南谷528-1番地 電話(0858)35-5335 〔郵送で申込む場合〕 ・封筒の表に「発掘作業員採用試験受験申込書在中」と赤字で書いてください。 ・簡易書留による郵送が確実です。その場合、郵便局で交付される受領証は、試験日時の連絡があるまで大切に保管してください。
受験票の交付	試験会場への集合時間は郵送にて通知しますが、令和7年5月7日(水)までに到着しないときは、速やかに上記申込先に問い合わせてください。

【提出書類の注意事項】

- (1) 住所は棟、号室まで正確に記入してください。
- (2) 電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話をお持ちの方は、できるだけその番号も記入してください。

- (3) 記載事項に虚偽があった場合は受験を無効とします（合格していた場合、合格を取り消します）。
- (4) 連絡用封筒は、受験票・面接案内及び試験結果の通知をお送りするものです。

7 採用方法

(1) 合格者の決定方法

面接試験の得点の高い順に決定します。ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、順位に関わらず不合格とします。

(2) 履歴書・身体検査書の提出

合格者の方は、採用までに履歴書及び身体検査書を提出していただきます。

提出書類の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。

8 試験結果の開示

- (1) 採用試験の結果は、鳥取県情報公開条例により開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

- (2) 受験者本人が病気等やむを得ない事情により来所できない場合は、代理人による開示請求も可能です。なお手続き等の詳細については、公益財団法人鳥取県教育文化財団調査室までお問い合わせください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人、法定代理人又は代理人	試験の可否、総合得点、順位	試験結果の通知日から1ヶ月間	公益財団法人鳥取県教育文化財団調査室 (東伯郡湯梨浜町南谷528-1)

9 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、連絡した時刻までに必ず試験会場に集合してください（遅刻者は受験できません。）。
- (2) 筆記用具は持参する必要はありません。
- (3) 面接試験の時間中は、携帯電話やスマートフォンを時計として使用することや、時計以外の機能を持つ腕時計等の着用、使用は禁止とします。

10 個人情報の取扱について

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果の通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

11 その他

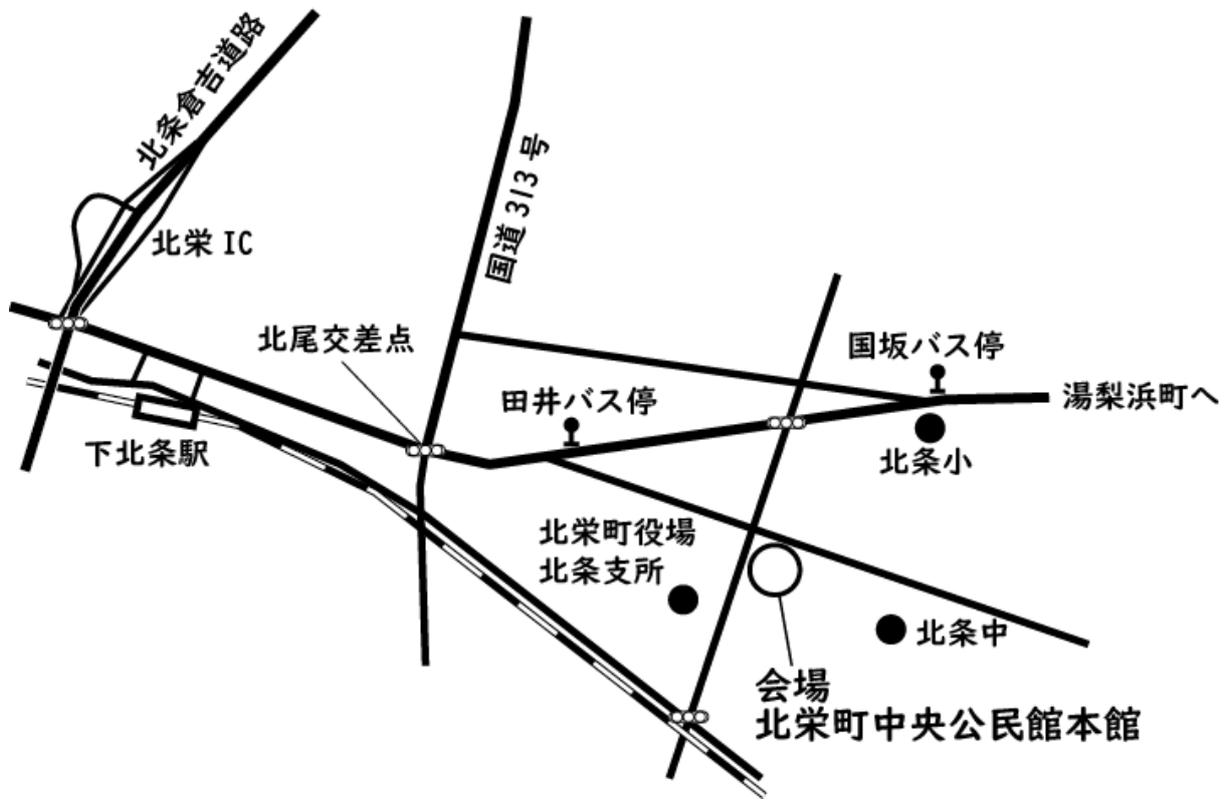
不明な点があれば、公益財団法人鳥取県教育文化財団調査室（電話：0858-35-5335）まで問い合わせてください。

《 受験申込先 》 公益財団法人鳥取県教育文化財団調査室

〒682-0704 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷 528-1

電話 (0858) 35-5335、<http://kyo-bun.sakura.ne.jp/chosasisu.html>

《 試験会場案内図 》 北栄町中央公民館北条本館 ※大栄分館とは異なりますのでご注意ください



駐車場

- ・施設の駐車場または北栄町役場北条支所の駐車場をご利用ください

バス

- ・倉吉駅バスターミナル…<4番のりば>…北条線 由良駅行き
倉吉駅 → (約15分) → 国坂バス停下車 約700m 徒歩約10分

JR

- ・下北条駅下車 約1.5km 徒歩約20分